

平成19年度

第2回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成19年11月21日)

平成19年度 第2回 大垣市都市計画審議会会議録

平成19年度第2回大垣市都市計画審議会を、平成19年11月21日（水）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 大垣都市計画道路の変更について
 - 2 大垣都市計画区域区分の変更について
 - 3 大垣都市計画用途地域の変更について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

出席委員

黒川会長、藤垣副会長、車戸委員、三輪高史委員、三輪雅務委員、

小川委員、岩井哲二委員、岡田まさあき委員、長澤委員、

岡田平正委員、北嶋委員、西部委員（代理出席：大垣警察署交通交通

地域官 警視 所高弘）、矢野委員、松田委員

欠席委員

岩井豊太郎委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

都市計画部長 近藤 茂

都市計画課長 安田 浩二

都市計画課係長 奥田 卓己

都市計画課係長 河瀬 良康

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査 宮内 幸三

都市計画課主事 細田 新二

(開会時刻 午後1時)

事務局
(都市計画課長)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成19年度第2回大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。私は都市計画課長の安田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、まず、岩井豊太郎委員さんが、ご都合によりご欠席でございますけれども、委員さんの定足数でございます2分の1以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が条例の規定により成立いたしておりますことをご報告申しあげます。

会議に先立ちまして、諮問者でございます市長に代わりまして都市計画部長の近藤より、ごあいさつ申し上げます。

都市計画部長

皆さま、改めましてこんにちは。

本日は大変お忙しいところ審議会にご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。また、日ごろより本市の都市計画行政をはじめ市政全般にわたりまして、皆さまのご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして厚くお礼申し上げます。

本日、皆さま方には、都市計画道路の変更、区域区分の変更、用途地域の変更の3案件につきましてご審議をいただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

土地利用の適正な運用等、都市計画を基礎としたまちづくりの推進というものは非常に重要なものであると認識をいたしておりますが、いろいろな課題が存在いたします。皆さま方のご意見をいただきながら、都市計画行政を今後とも進めて参りたいと存じます。

委員の皆さま方には、今後とも都市計画行政にご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局
(都市計画課長)

それでは、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長ということでお願いしたいと存じますので、黒川会長さん、よろしくお願いいたします。

黒川会長

みなさんこんにちは。お忙しい中、また、少し寒くなってきましたけれど、大変ご苦勞様でございます。会議の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。

まず始めに、本日の会議録署名者でございますけれども、小川文康委員さんと、北嶋敏和委員さんのお二人にお願い申し上げたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますけれども、本日の議案の審議に入りたいと思います。

本日は、先ほど部長さんのお話しの中にもございましたけれども、

事務局
(都市計画課長)

全部で3件の議案がございます。

まず最初でございますが、第1号議案といたしまして、平成19年11月21日付け19都第279号で諮問がございました、大垣都市計画道路の変更についてを議題といたしたいと存じます。

事務局の方からこの件につきまして説明をお願いいたします。

都市計画課長の安田でございます。

第1号議案の説明に入らせていただく前に、今回、ご提案させていただいております3議案は関連した議案ということでございますので、簡単に概略だけご説明させていただきたいと思っております。

平成14年7月10日の台風6号豪雨災害の浸水被害対策といたしまして、相川、大谷川、泥川の流域を事業区域といたします床上浸水対策特別事業が、平成15年度から平成19年度にかけて実施されております。

この事業区域内にございました県道岐阜垂井線、都市計画道路名で申し上げますと寺内長松線というのですが、大谷川にかかる橋梁でございます大谷川橋を、床上浸水対策特別事業による堤防の嵩上げ工事によりまして、平成16年度から平成18年度にかけて橋梁の架け替えということで、従前の橋梁の南に大谷川橋が新設されました。

そのため岐阜県では、この橋梁整備に伴いまして道路の位置などの変更がございましたので、本日、都市計画道路の位置及び線形を新たな大谷川橋に合わせて変更するというので、第1号議案の都市計画道路の変更をご提案させていただいているものでございます。

また、市街化区域と市街化調整区域の区分につきましても、この道路の中心を基準として定めておりました関係で、本日の区域区分の都市計画の変更ということで、第2号議案をご提案させていただいております。

更に、この市街化区域の変更に伴いまして、用途地域の境界の基準でございます道路位置も変更になったということで、用途地域の都市計画の変更も併せて行うということです。

3つの議案は関連でございますので、概略をご説明させていただきました。

それでは、第1号議案でございますけれども、資料はお手元の資料の2ページから11ページが第1号議案の資料でございます。図面等で輻輳いたしますので、申し訳ございませんが、順次ご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは3ページをご覧くださいと存じます。ご覧くださいますと、都市計画道路3・5・33寺内長松線ということでござい

ます。この道路につきましては、大垣市寺内町3丁目を起点といたしまして垂井町綾戸東小柳を終点といたします延長約5,320mの都市計画道路でございます。

図面をご覧いただきたいと思いますが、7ページをお開きいただきたいと思いますが、都市計画図でございまして、少し色が見にくくて恐縮でございますが、赤色でこの路線を表示させていただいております。中心部は判り辛いかと存じますけれども、大垣駅から伸びてまいります大垣停車場線という道路と大垣一宮線との交差点、ちょうど図面の真ん中辺りの赤色の商業地域のところでございますけれども、ここから垂井町の綾戸までの延長約5,320mの、赤い線で引いてある路線が対象となっております。

今回変更いたしますのは3点ございまして、1つ目と2つ目は道路区域の変更としての線形と幅員の変更、3つ目が車線数の決定ということでございます。

4ページにお戻りいただければと思います。4ページは、先ほども申し上げました部分と重複いたしますが、変更の理由書ということです。改めてご説明申し上げますと、平成14年7月10日の台風6号豪雨による長松町などを含みます大谷川流域で発生しました浸水被害につきましては、緊急に大谷川などの堤防の嵩上げ、強化を行うということで、道路にかかります大谷川橋の架け替え工事を行って参りました。この架け替えにあたりましては、当道路の円滑な交通の流れの確保等から、周辺土地利用への影響を極力抑えることについて検討され、大谷川橋を下流へ付け替えるというのが一番良いのではないかという結論に達しまして、当路線の区域が都市計画変更を行うということになったものでございまして、

5ページを併せてご覧いただきますと、今回の変更の内容でございますけれども、区域の変更といたしましては、道路線形の変更が約540m、幅員の変更が11mから12.5mということで、後程図面でご説明させていただきますが、もう1点車線数も、従来は車線数の決定がなされていなかった関係もございまして、2車線及び4車線の部分を代表して2車線ということで、ここには表記させていただいております。

図面をご覧いただきたいと思いますが、図面で申し上げますと8ページからでございます。8ページ、9ページ10ページと3枚連続で、少し見にくくて恐縮でございますが、これが今回の変更計画図ということでございます。

道路線形の変更でございますけれども、まず、8ページの中程右の所に大谷川という河川がご覧いただけだと思いますが、この区間につきましては、表示してございます中程の赤い線が変更となる路線でございまして、黄色の線が変更前の道路ということでござい

す。大谷川橋の付近で線形を南に振っているという点がご覧いただけるかと思えます。

次に、幅員の変更でございますけれども、こちら8ページをご覧いただきますと、図面右端の太平洋精工という標記の辺りから、西に向かいますと終点でございます垂井町の区間までを、2車線、12.5mと表示してあるかと思えますが、こちらに変更させていただくものでございまして、その他の区間、9ページ以降につきましては、15mから25mまでの幅員が既に決定されておりますので、こちらについての変更はございません。なお、参考に11ページに、道路の標準断面図を添付してございますので、後程ご覧いただければと存じます。

都市計画決定は、先ほども申し上げましたが、代表的な幅員を定めるという決まりになっております関係で、11mでございました道路を12.5mという代表の幅員で決定したいと思っております。

それから、車線数でございます。8ページから10ページにかけて車線数の表記がしてございますが、8ページ左上の垂井町綾戸から9ページの右端になるかと思えますが、杭瀬川公園というものがご覧いただけるかと思えます。ここにかかっております塩田橋の部分、こちらまでが2車線、ここから寺内町にかけては4車線ということで、こちらから車線が変更になっております。都市計画決定の車線といたしましては、代表でございます2車線を決定したいと考えております。

それでは、6ページへお戻りいただきたいと存じます。当該路線の変更前後の対照表ということで、今申し上げたものを対照表の形で示させていただいております。

変更前後を見比べていただきますと、お判りのように赤字の方が変更前、黒字が変更後でございます。車線数の部分につきましては、従来表記してございましたが、今回は代表2車線を表記させていただくということでございまして、もう1点、地表式の区間における鉄道等の交差の構造という部分が、今まで表記されておりましたが、今回の変更には直接関係はございませんが、養老鉄道と平面交差、自動車専用道路と立体交差1箇所、幹線街路と平面交差10箇所という表記をさせていただいております。こちらは、岐阜県との協議によりまして表記するようにいたしましたものでございます。

この都市計画道路の変更につきましては、岐阜県の決定ということになっておりますので、今後は、大垣市としての意見を岐阜県に送付いたします。それを受けまして、県の都市計画審議会が12月12日に予定されているようでございますが、そちらにおきましてご審議いただき、決定されますと告示が行われるという手続になっ

ておりますので、本日、皆さま方のご審査を賜りまして、答申をいただきましたら、大垣市の意見とさせていただきますと存じます。

資料があちこちといたしまして恐縮でございますが、そのようなかたちの都市計画道路の変更であるということで、ご説明を終わらせていただきます。

黒川会長

どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がございましたけれども、何かご質問ご意見等ございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでしょうか

岡田平正委員

一つよろしいですか。車線数ですが、延長の長い部分の代表の車線数ということで2車線、その下にあります4車線の方が短いのですけれども、この4車線というのは、決定事項になるのかならないのかといいますか、参考にこの車線は下を書いてあるのか。

事務局
(都市計画課長)

今まで車線数の表記というのはなかったのですけれども、都市計画法が平成10年11月に改正されまして、車線数を表記することになりました。この場合は代表の車線数ということで、我々も伺っておりますので、参考で、これは括弧書きで書いております4車線の部分については、決定事項としては2車線でこちらでは4車線というものもあります、ということを表記させていただいております。図面上の表示はしてあるのですが、調書上は、このように代表車線決定ということで、県と協議を済ませております。

黒川会長

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

岡田平正委員

はい。

黒川会長

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、他にご発言もないようでございますので、第1号議案につきまして、原案を適当と認めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることといたします。

続きまして、第2号議案といたしまして、平成19年11月21日付け19都第280号で諮問がございました、大垣都市計画区域

事務局
(都市計画課長)

区分の変更についてを議題といたしたいと存じます。
事務局から説明をお願いいたします。

それでは続きまして、第2号議案ということで、お手元の資料、14ページからでございますのでご覧いただきたいと思います。14、15ページが都市計画上の調書。それから、16から17ページが計画図でございます。

それでは14ページでございますけれども、大垣都市計画市街化区域及び市街化調整区域の変更でございます。

今回は、先ほどご説明申し上げました大谷川橋の架け替えに関連いたしまして、南に道路が下がった分、市街化区域に編入される部分が出てまいりましたので、変更させていただくものでございます。

16ページの図面をご覧いただきたいと思います。先ほど、道路変更でご説明いたしました場所の位置図でございますして、17ページで詳細をご説明させていただきたいと存じます。

今回、新しい道路が緑色の線、今までの道路が青色の線で表記させていただいていると思います。今回、この囲まれた赤い表示の部分、市街化区域に含める区域約0.14haと書いてございます区域の部分が、新たに市街化区域に編入されるのもでございます。

面積につきましては、都市計画法の関係ではha単位が標準の単位となっておりますので、今回、面積が約0.14haということで、実際の公表面積の変更には影響はございません。

15ページでご覧いただきたいと存じますが、変更理由書でございます。

この、大谷川橋の箇所につきましては、従来、道路中心を基準として区域区分がなされていまして関係で、大谷川橋が架け替えられましたので、そのまま道路中心を区域区分の境界というように扱いたいと存じまして、変更させていただくものでございます。

この手続につきましては、道路と同様に県の決定ということでございますので、本日、皆さま方のご意見をいただき、市としての意見とさせていただいた後、12月の県の都市計画審議会でご審議賜るというものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいま、第2号議案に関しましてご説明いただきましたけれども、この件につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

(発言無し)

黒川会長

よろしいでしょうか。
それでは、ご発言もないようでございますので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

黒川会長

ありがとうございました。
それでは、原案を適当と認めることといたします。
続きまして、第3号議案といたしまして、平成19年11月21日付け19都第281号で諮問がございました、大垣都市計画用途地域の変更についてを議題といたしたいと存じます。
この件につきまして事務局から説明をお願いいたします。

事務局
(計画係長)

都市計画課計画係長の奥田と申します、よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、第3号議案、大垣都市計画用途地域の変更について、ご説明させていただきます。

資料といたしましては19ページから26ページとなります。19ページにつきましては諮問書であります。20ページから22ページまでは都市計画の調書となります。23ページから26ページが図面となります。順次ご説明させていただきますが、適宜、図面をご覧くださいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

それでは20ページをご覧ください。大垣都市計画用途地域の変更の都市計画図書でございます。

今回の用途地域の変更につきましては、大谷川橋の架け替えに関連いたしまして、用途地域の境界を変更しようとするものであります。これにより変更となるのは、表の中にごございます第1種住居地域と第2種住居地域であります。変更の内容につきまして図面を使って説明させていただきますと思います。

それでは23ページをご覧ください。23ページにつきましては概ねの位置が示してございます。この位置につきましては、第1号議案、第2号議案に関連しましての位置ということになります。それから24ページが計画図となります。そして25ページでございますが新旧用途地域の対象図であります。この図の中にあります赤色斜線の箇所が、今回、用途地域を変更しようとする区域でございます。右側の区域が、第2号議案でご審議いただきました新たに市街化区域ということで指定する区域であります。これまでは用途地域の指定はありませんでしたので、この区域を第2種住居地域に指定しようとするものであります。その左側の区域でございますが、

こちらにつきましては第1種住居地域の指定がされておりますが、この区域を第2種住居地域に変更しようとするものであります。

続きまして26ページをご覧ください。26ページが新旧用途地域の境界目標地物図でございます。大谷川橋の架け替えに伴いまして道路線形が赤色の線のとおり南側へ変更となりましたが、北側にあります旧来の道路敷につきましては、現在も道路区域として管理されております。また、架け替えに伴いまして以前の大谷川橋は存在しておりません。

このような状況でございますので、今現在、道路中心が明確ではないという状況になっております。これまでの用途につきましては、道路中心線から35mを基準として用途地域の境界としておりました。道路の北側の部分になるのですが、大谷川左岸堤より西の地域、地図でいいますと西側の地域になりますが、こちらの地域につきましては、今回の変更で図中の矢印のとおり、道路境界線より30m及び道路境界線より30mの見通し線を基準とする、これは橋の部分でございますが、用途の境界の基準を変更しようとするものでございます。なお、図面上の境界線につきましては、従来の道路中心線より35mと今回の変更する道路境界線より30mでは、用途の境界線につきましては変更はございません。

続きまして、道路の南側の地域でございますが、こちらの変更箇所につきましては、道路線形の変更に伴いまして、道路の境界線が矢印のとおり南側に変更となるものです。用途の境界の基準、道路境界線から30mの基準の変更はございません。その他の箇所につきましても、用途の境界物の変更はございません。

それでは、続きまして21ページへお戻りください。こちらが用途地域の変更の理由書になりますが、上段の部分につきましては今回の大谷川橋の架け替えに伴う事項について示させていただいております。

補則としてご説明させていただきますが、最後の行の、また、からでございますが、市町村合併によりまして面積の集計方法が変更になってございます。これにつきましては、22ページの大垣都市計画用途地域の変更新旧対照表をご覧くださいと存じます。表中の面積の欄に新旧ということで各用途地域の面積が表示されております。旧の欄に記載されております面積は、単純に、合併前の大垣市と墨俣町において都市計画決定されておりました面積を合計したものでございます。新の欄でございますが、都市計画上の面積を表示する場合の小数点以下の数値の取扱いがございまして、その基準に当てはめますと新の欄のようになりますので、今回の大谷川橋の変更に伴う用途地域の変更に伴いまして、その他の用途につきましても見直しをさせていただきまして、併せて数値を変更するものでご

ございますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この大垣都市計画用途地域の変更につきましては市の決定事項ということでございますので、今回の手続といたしましては、県知事へ同意申請を行いまして、同意の回答後、都市計画の決定の告示、県への函書の送付を行うこととなります。

以上、第3号議案につきましての説明を終わらせていただきます。

なお、今回の大垣都市計画道路の変更案、大垣都市計画区域区分の変更案及び大垣都市計画用途地域の変更案につきましては、11月2日から11月16日にかけて縦覧の手続を実施いたしました。県におきましては、区域区分の変更案につきまして縦覧者が1名あったという報告がございましたが、意見書の提出等はありませんでした。このことを併せてご報告させていただきます。

それではご審議をよろしくお願ひいたします。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、事務局からご説明がございましたけれども、この件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言願ひします。

車戸委員

よろしいでしょうか。簡単なことで申し訳ございません。22ページですが、第1種住居地域で、旧の欄で1253 ha、新の欄で1254 haということで1 ha 増えている。これは連動するとなると、逆に第1種は減って第2種は増えるのではないのでしょうか。

事務局
(都市計画係長)

委員さんからご質問がございました第1種住居地域の部分の面積の件につきましては、都市計画決定されております大垣及び墨俣地域の第1種住居地域の面積を合計させていただいております。実際の面積を合計すると1257.76 ha ということになり、四捨五入させていただくと1258 ha ということになります。これが、実際の大垣、墨俣地域の用途地域の面積を足した実数ということになります。

20ページを見ていただきますと、第1種住居地域の合計こちらが1258 ha、これが実際の大垣地域、墨俣地域を足した場合の第1種住居地域の面積ということになります。

車戸委員

判りました。ですから22ページの新旧対照表というものと、次の25ページの新旧用途地域対照表というものとは連動してなくて、これは誤差の範囲だからということですね。

事務局

はいそうです。

(都市計画係長)
車戸委員

判りました。

黒川会長

ありがとうございました。
他にございませんでしょうか。

松田委員

市民の立場からと申しますか、この第1種住居地域から第2種住居地域に変わることによって、実際に住んでいる住民としては、何を見ていのかは判りませんが、住居地域の変更によって何か影響があるということはないのでしょうか。

事務局
(都市計画係長)

委員さんからご質問がございました、用途地域の変更に伴いまして、第1種住居地域から第2種住居地域への変更の影響ということでございますが。住居地域ということになります、第1種住居地域と第2種住居地域の違いと申しますと、仮に店舗や事務所等を建てられた時の面積要件の緩和が主なものでございます。

黒川会長

よろしいでしょうか。

松田委員

はい。

黒川会長

他にいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。
それでは、他にご発言もないようでございますので、第3号議案、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

黒川会長

ありがとうございました。
それでは、原案を適当と認めることといたします。
ただいまご審議いただきました3件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんに原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。委員の皆さま方には慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。
本日予定されている議案は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

皆さま方から、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

黒川会長

この機会にということでございますね。まだ時間もございますので、何かございましたらいかがでございましょう。

三輪高史委員

実は一昨年の審議会の時に、私は一つ質問をさせていただきました、当時の清水部長が答えてられたのですが。このまちにビジョンが無いというお話し、都市計画のビジョンが何十年間か無い訳です。それをお尋ねしましたら、合併が終わったら作るというお答えをいただきました。合併が終わった訳でございますが。

実は、その時に用途変更を、土地の用途で、ちょうどジャスコさんの土地の話が出まして、岩井先生が質問されました。結果として、今建っておる訳ですが。その後、中心市街地の中で、市民の人達の声、なぜできたのか、という話もちらちらと聞こえてくるのですが。この審議会というものが、その時には、そういうところで決まってしまうのだなということを感じたのですが。今日の議題も議題なのでしょうけども、土地の用途変更というものは、ここで決められていく。ここで決めるわけではないでしょうけども、ここで審議されて決めていく。大きな土地の、準工から変わった訳ですけど。そういった意味で、やはりまちとして、利用者からのいろんなことで、その場その場で変えていくことが、ここで審議されるのでしょうか、全体として、どのように都市計画として持っていくのだというのが、ずっと無いのではないかと。ですから、ここで議論されることではないとは思いますが、部長さんも替わっておられますので、その後どうなのかということです。

黒川会長

都市計画のということで限定させていただいてよろしいでしょうか。都市計画に関しまして、市としての将来ビジョンと申しますか、そういうものが無いようだけれども、その点についてのお考えを伺いたい、ということでございますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

事務局
(都市計画課長)

三輪委員のご発言にございました、マスタープランと申しますか、大垣市の都市計画のあるべき姿ということにつきましては、6月に開催させていただいた審議会の際にも、今後の予定ということで、皆さま方にも若干ご報告を差し上げたものでございます。

ご案内のとおり、都市計画は大体5年に1度大きな見直しを行います。それは、岐阜県が中心になりまして、全県下で一斉に行うものでございます。今回、それに併せまして、近々では平成22年が岐阜県の方は見直しの時期ということです。

それに併せて、大垣都市計画区域のマスタープランと呼ばれます、住居系、工業系、商業系といった大きな区域での区域区分等の方針を、大垣都市計画区域、大垣市、垂井町、神戸町、安八町という大垣都市計画区域のマスタープランを定めます。それに併せまして、

今まで無かった大垣市独自のマスタープランも、それと整合を取るように整備をして行きたいということで、今検討はしておりますが、まだ、区域マスタープランと市のマスタープランとの具体的な違いその他につきましてもございますので、今後、それについては、適宜、皆さま方のご意見も伺いながら、作ってまいりたいと思っております。一応、平成22年を目標に、合併しました、墨俣、上石津も含めまして、市の都市計画マスタープランというものを作っていくたいと。その前に、上石津地域はご承知のように都市計画区域に入っておりませんので、そういった地域の取扱いにつきましても、一度ご意見を伺えればと思っております。以上のようなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。平成22年を目途にとということでございますね。

他にございませんででしょうか。まだ時間はたっぷりございますので、もし何かございましたら。

車戸委員

一つだけ。用途地域というので、今後、是非ご検討いただきたいのは、やはり、東海環状の西インターの周りが、ある程度出来てきた時の、それに伴う用途地域というのでしょうか、流通団地系だとかいろんなことがあるでしょうけども、それの方もまた、12月8日に着工ですので、準備をしておいていただければというお願いです。

黒川会長

ご要望ということでよろしいですね。

車戸委員

それで結構です。

黒川会長

他にはよろしいでしょうか。

岡田まさあき委員

先ほどの都市計画のビジョンの中で、最近、マンションが沢山建ってきますので、地域によっては反対運動が起きてきますので、地区計画というものが、なかなか市民の中にどうやって作ってよいのか、実際には難しい点が多々あると思うのですが、そのあたりで、一般の市民の方、結構、こういった審議会の中で方向性を出されるのか、というようなご意見もありますので、実際には違うのであろうかと思ひますけれども。そのあたりの、市民に対する、地区計画の作り方とか説明とか、あるいは都市計画審議会との関係とかの辺りを説明していただけるとありがたいなと思ひますが。

黒川会長

それは今ということではなくて、そのような周知の要望ということでしょうか。

岡田まさあき委員

それは要望もしつつ、この場でご意見としていただけたらと、審議会の中でこのように説明があったということをお聞きしたい。

事務局
(都市計画課長)

ただいま岡田委員のご質問にございました地区計画というものは、都市計画の中で、最近特にクローズアップされてきているのはご存じかと思います。基本的に、市街化区域、市街化調整区域という大きな枠の中に、用途地域というものが今12種類ございますが、その用途で、建物のできるものできないものを区分しております。ただしそれだけでも非常に粗いということで、それぞれの地区、一定の街区と申しますか、一軒二軒ではなかなか地区計画とは言いがたいのでございますが、一定の道路等で囲まれたりするような街区単位、もう少し大きなものが良いのかなと、我々は思っておりますけれども、小さなエリアでよりきめ細かな規制、緩和と両方できる地区計画もございますので、内容が色々ございますが、パンフレット等も我々ございますので、今後、周知等を図っていくために、皆さま方に判りやすいものをお示しする必要があると思っております。

そういった地区ごとに都市計画の内容をよりきめ細かく定めていくのが地区計画でございます。地区計画につきましてはご存じのように都市計画決定という行為を伴います。それには、今大垣市が決定しようといたしますと、本日の審議会委員の皆さま方のご審議を経まして決定していくということでございますので、決定するにあたっては、全て都市計画審議会に諮られます。その前に、当然地域の皆さま方の案を、縦覧等の手続で見させていただいて、ご意見をいただくとか、その地域の方の合意が前提でございますので、岡田委員もご存じのように9割が反対している地区計画というのは、多分できないので、やはりそれなりの、地域で100パーセントとは申しませんが、一定の方が同意した案を提案していただくということになりますので、そのような手続を踏んで行くようなことが概要でございます。

それで、これからの進め方につきましては、当然ながら必要と思われる地域で、そういったご要望をいただいたりいたしましたら、私共の方と相談をしながら、案の形にしていこうと思っておりますが、なかなか判りにくいということであれば、いっていただければ資料等でご説明させていただく準備はしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

黒川会長

よろしいでしょうか。

岡田まさあき委員

はい。

黒川会長

ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これもちまして閉会といたしたいと存じます。本日はどうもありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時45分)

大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者